西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
ヨーロッパニューズレター

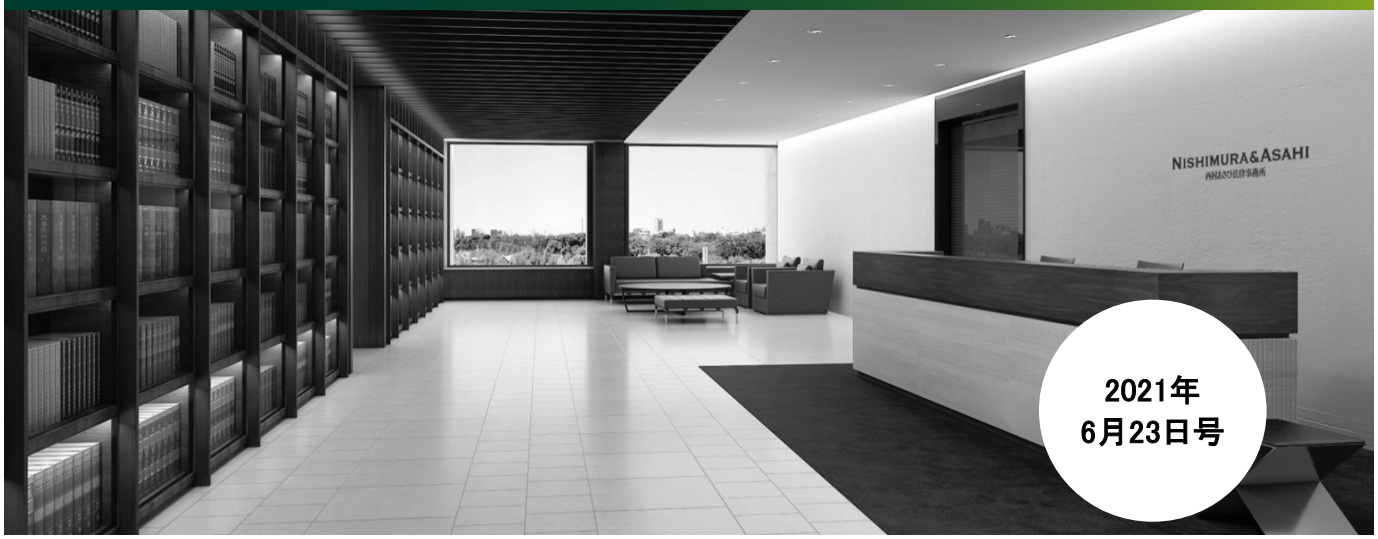

GDPR：越境データ移転に関する欧州データ保護評議会による レコメンデーション(最終版)の公表

執筆者：石川 智也、菅 悠人、津田 麻紀子、福島 惇央

2021 年 6 月 18 日、欧州データ保護評議会(以下「EDPB」といいます)は、「EU と同等の個人データの保護水準を確保するためのデータ移転方法を補完する措置に関するレコメンデーション(Recommendations)」[1]の最終版(以下「最終版レコメンデーション」といいます)を採択し、同月 21 日に公表しました。これにより、2020 年 7 月 16 日に欧州司法裁判所によって下された Schrems Ⅱ 先決決定 [2]を踏まえた GDPR の下での越境移転規制の見直しについては、2021 年 6 月 4 日に公表された改定版の標準契約条項(Standard Contractual Clauses。以下「SCC」といいます)とセットで、対応するための材料が全て出そろったことになります。なお、改定版の SCC の概要は、ヨーロッパニューズレター2021 年 6 月 8 日号(2021 年 6 月 21 日修正版)[3]をご参照ください。

EDPB が補完的措置(supplemental measures)に関するレコメンデーションを策定した背景には、Schrems Ⅱ 先決決定において、SCC に基づいて EU の十分性認定を受けていない国へ個人データを移転する場合であって、かつ、SCC の内容からだけでは、移転先国において EU と同等の個人データ保護水準を保証できない場合には、補完的措置を講じて対応する必要があると示されたことがあります。最終版レコメンデーションは、Schrems Ⅱ 先決決定で必要とされた補完的措置について、EU レベルのデータ保護当局である EDPB がその具体的内容を明らかにしたものです。

最終版レコメンデーションは、パブリックコメントの結果を踏まえ、従前のドラフトから 10 頁長くなり、48 頁と大部なものとなっています。最終版レコメンデーションは、データの管理者及び処理者には、アカウンタビリティの原則(GDPR 5 条 2 項)により、個人デー

---

1 European Data Protection Board, *Recommendations 01/2020 on Measures That Supplement Transfer Tools to Ensure Compliance with the EU Level of Protection of Personal Data Version 2.0 Adopted on 18 June 2021, available at* https://edpb.europa.eu/system/files/2021-06/edpb_recommendations_202001vo.2.0_supplementarymeasurestransferstools_en.pdf

2 Case C-311/18, Data Protection Commissioner v. Facebook Ireland Ltd & Maximillian Schrems, ECLI:EU:C:2020:559 (16 July 2020), *available at* https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf;jsessionid=BD731F5130B963C7072D2F6851E77B5E?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=11046615

3 https://www.nishimura.com/ja/newsletters/europe_210608.html

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。
本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)
© Nishimura & Asahi 2021

タの移転先国において EU と実質的に同等の保護水準を確保していることを示す責任があるとした上で、データ輸出者となる管理者及び処理者が必要な補完的措置を講じるための具体的なロードマップを示しています。

ロードマップで示されたステップの概要は以下のとおりです。

1. データの移転状況を知る
2. 依拠しているデータ移転枠組みを特定する
3. GDPR 46 条のデータ移転枠組み(BCR、SCC を含みます)に依拠してデータを移転する場合、データ移転に関する全事情を考慮した上で、当該枠組みの実効性を評価する
4. GDPR 46 条のみでは実効性が確保されないことが判明した場合、補完的措置を採用する
5. 補完的措置を特定した後は必要な手続を進める
6. 適当な間隔を置いて改めて評価する

このうち、ステップ 2 の検討の結果、十分性認定を受けている国への移転については、ステップ 3 以下を検討する必要はないとされていますので、EEA 域内の企業から日本への個人データの移転に際しては、追加の補完的措置を検討する必要はないと整理されます。ただし、日本への個人データの移転に際して、米国をはじめとする海外のベンダーを起用している場合には、そのベンダーが所在する国への個人データの移転についてステップ 3 以下を検討する必要があるため、注意が必要です。

昨年 11 月に公表されたドラフトと比較して注目すべき点としては、ステップ 3 の内容が大幅に加筆されました。特に、データ移転の過程や、個人データの移転先国において、政府による個人データへのアクセスを可能とする法制度がある場合であっても、実務上、当該データ移転及び移転先の事業者に対して当該移転先国の法制度が適用される理由はないと考えるのであれば、データ移転を継続しても良い旨が明記された点では、一定程度現実的な対応を許容する内容になったといえます。もっとも、この場合には、移転先の事業者が政府によって開示要求を受けた経験の有無や同業他社の事例等も踏まえた上で、当該データ移転及び移転先の事業者に対して当該移転先国の法制度が適用される理由はないと考える理由を文書によって立証する必要があると説明されており、移転先国の法制度の調査や補完的措置の実施を踏まえて越境移転のリスクを評価する手続である越境移転評価（Transfer Impact Assessment）の必要性は変わらないところです。

また、ヨーロッパニューズレター2020 年 11 月 17 日号 [4]でもお伝えしたところですが、最終版レコメンデーションの別紙として、技術的措置、契約上の追加措置、及び組織的措置に分けて補完的措置のユースケースが紹介されており、特に、技術的措置については、①EU と実質的に同等の保護水準を確保するために実効性を有すると考え得る具体的措置と、②いかなる措置を講じても EU と実質的に同等の保護水準を確保することが容易でないと考えられる具体的状況が列挙されています。②に関しては、具体的には、(i)暗号化されていないデータへのアクセスを要求する EEA 域外のクラウドサービスプロバイダへの移転と、(ii)グループ企業間で、個人データを共有するなどしてビジネス目的で EEA 域外から暗号化されていないデータにダイレクトにアクセスを認める場合等については、効果的な技術的措置を講じることが困難とされており、ステップ 4 の補完的措置を採用する際には多くの企業で慎重な検討が求められます。

冒頭でも述べたように、Schrems Ⅱ 先決決定を踏まえた GDPR の下での越境移転規制の見直しについては、この最終版レコメンデーションの公表と、2021 年 6 月 4 日に公表された改定版の SCC で、対応するための材料が全て出そろったことになります。欧州にグループ会社を有する日本企業や、GDPR の域外適用を受ける日本企業としては、上記の 6 つのステップに沿った検討を早急に開始し、移転先国の法制度の調査や補完的措置の実施を踏まえて越境移転のリスクを評価する手続である越境移転評価を行った上で、現行の SCC に依拠することができなくなる期限（2022 年 12 月 27 日）までに締結済みの SCC を改定することが求められます。改定版の SCC においては越境移転評価の実施とその文書化が契約上の義務とされているため、上記の越境移転評価を行うことなく適切に改定版の SCC を締結することはできません。計画的に両者をセットで実施していく必要があります。

[4] https://www.nishimura.com/ja/newsletters/europe_201117.html

© Nishimura & Asahi 2021

いしかわ　のりや
石川　智也
西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士
フランクフルト＆デュッセルドルフ事務所　共同代表
n.ishikawa@nishimura.com

2006 年弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート・M&A、知的財産法、コンプライアンス案件、リストラクチャリング案件、各国のデータ保護法への対応等企業法務全般を幅広く手掛けており、日本経済新聞社による「2019 年に活躍した弁護士ランキング」では、データ関連分野（企業票＋弁護士票）で 1 位にランクインしているほか、週刊東洋経済（2020 年 11 月 7 日号）特集の「依頼したい弁護士」において、IT・個人情報・ベンチャー分野で選出されている。また、The Asia Legal Awards 2021 の「Data Privacy Lawyer of the Year」に日本人で唯一ショートリスト入りしている。

すが　ゆうじん
菅　悠人
西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士
y.suga@nishimura.com

2009 年弁護士登録。2016 年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017 年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017 年より 2018 年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

つだ　まきこ
津田　麻紀子
西村あさひ法律事務所　弁護士
m.tsuda@nishimura.com

2010 年弁護士登録。経済産業省において、営業秘密の保護強化、および、IoT、AI の普及に伴うビッグデータ利活用を見据えた「限定提供データ」の創設に関する不正競争防止法の改正作業(2015 年、2018 年)に従事し、企業における情報管理全般を視野に入れながら関連する法令やガイドライン等の策定にも深く関与した実績を有する。現在は、企業情報の保護やデータの利活用という観点から、知的財産、データプロテクションに関する法令を主に取り扱っている。

ふくしま　あつなか
福島　惇央
西村あさひ法律事務所　弁護士
a.fukushima@nishimura.com

2019 年弁護士登録。2018 年東京大学法学部卒業。各国の競争法、個人情報保護法制、関連政策動向等を踏まえたプラットフォーム規制に係る法的助言や、WTO 紛争手続における代理人活動、各国による措置の国際協定整合性に関する政府委託調査等の国際通商に関する業務に従事する。M&A 対応をはじめとするコーポレート業務も行う。

Ⓒ Nishimura & Asahi 2021